

● 退職手当

○ 宮城県

企画管理班 022-211-3672

職員が退職した場合には「職員の退職手当に関する条例」に基づき退職手当が支給されます。

なお、退職後、引き続いて公務員等として再就職した場合で勤続期間が通算されるときは、支給されません。また、再任用職員が退職したときも支給されません。

Ⅰ 退職手当の計算

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{基本額} \\ \hline \end{array} \right) + \begin{array}{|c|} \hline \text{調整額} \\ \hline \end{array}$$

退職時の給料月額 (1) × 勤続期間等に応じた支給割合 (2)

(1) 給料月額 = 本俸 + 教職調整額 + 給料の調整額

※本俸は、給料表の給料月額です。また、教職調整額等も給料表の給料月額を基礎として算定します。

※勤奨で退職する場合、勤続期間（(2) 参照）が25年以上でかつ退職年度末年齢が50～59歳の者は、60歳までの残年数に応じた給料月額の加算措置があります（教育庁では令和5年度から募集停止中）。

(2) 勤続期間等に応じた支給割合

次の **A** + **B** - **C** の勤続期間と退職事由（定年・勤奨・自己都合等）に応じて決定します（退職手当支給率早見表：福利課HP参照）。

※計算した勤続期間に1年未満の端数月がある場合は、その端数月は切り捨てます。ただし、勤続期間が6月以上1年未満の場合に限りこれを1年とし、退職事由が死亡等によるときは6月未満でもこれを1年とします。

※60歳に達した日後の4月1日以後、定年引上げ後の定年前に非違によることなく退職した職員については当分の間、「自己都合」の支給割合ではなく「定年」の支給割合を用います。

A：基礎となる期間

職員として引き続いた在職期間で、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数で計算し、1日だけでも在職した月は1月と数えます。

特約退職後、再採用された場合は再採用後の在職期間となります。

B：加える期間

他の公務員（国、他県、市町村等）や講師等が引き続いて（1日も空けず）宮城県の職員となった場合は、それらの他の公務員や講師等の在職期間を加えます（地方公共団体の場合は、宮城県の在職期間を通算する規定がある団体に限る。）。ただし、その在職期間について退職手当の支給を受けている場合は除きます。

C：除算期間

基礎となる期間から、下記表の期間を除きます。

休職 停職 大学院修学休業 育児休業	月の初日から末日まで勤務しない月が1月以上あったときは、その月数の2分の1 【例】休職期間25. 2. 14～26. 2. 13の場合 25. 3月～26. 1月までの11月×1/2=5. 5月が除算となる。 ※ただし、育児休業の場合は当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、その月数の3分の1
育児短時間勤務	月の初日から末日まで育児短時間勤務をした月が1月以上あったときは、その月数の3分の1
高齢者部分休業の期間	7時間45分をもって1日とし、30日をもって1月として換算した月数の2分の1
組合専従の期間 自己啓発等休業 配偶者同行休業	月の初日から末日まで勤務しない月が1月以上あったときは、その全部の月数 ※ただし、自己啓発等休業のうち公務運営に特に資するものと認められること等要件に該当する場合は、その月数の2分の1

(3) 調整額

職員の区分毎に定める調整月額のうち、平成8年4月1日以降退職までの在職期間の各月（休職月等を除く※1）における額の多いものから60月分の調整月額を合計した額（調整額に関する区分表：福利課HP参照）。

区分	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号
調整月額	78,750	70,400	65,000	59,550	54,150	43,350	32,500	27,100	21,700	0

※1 上記(2)の勤続期間と同様に休職、停職、大学院修学休業、育児休業等で月の初日から末日まで勤務しない月を除算します（次ページ表参照）。

※2 勤続4年以下の退職者は、計算した合計額の1/2相当額とします。

※3 自己都合退職者で勤続10～24年の者は計算した合計額の1/2相当額、勤続9年以下の者は不支給となります。

調整額から除算される休職月等

休職 停職 大学院修学休業 育児休業	月の初日から末日まで勤務しない月が1月以上あったときは、その月数の2分の1（端数切り上げ） 【例】休職期間25. 2.14～26. 2.13の場合 25. 3月～26. 1月までの11月×1/2＝6月が除算となる。 ※ただし、育児休業の場合は当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、その月数の3分の1
育児短時間勤務	月の初日から末日まで育児短時間勤務をした月が1月以上あったときは、その月数の3分の1（端数切り上げ）
組合専従の期間 自己啓発等休業 配偶者同行休業	月の初日から末日まで勤務しない月が1月以上あったときは、その全部の月数 ※ただし、自己啓発等休業のうち公務運営に特に資するものと認められること等要件に該当する場合は、その月数の2分の1（端数切り上げ）

(4) 基本額の特例

平成19年4月1日以降に、給料月額の変額改定以外の理由（※）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合で、特定減額前給料月額（当該理由による減額がなかったものとした場合の給料月額のうち最も多いもの）が退職日の給料月額よりも多いときは、以下の「退職手当の基本額の計算方法に係る特例」を適用します。
※降格、給料表間異動、給料の調整額の解除等によるもののほか、定年引上げに伴い、職員が60歳に達した日後の4月1日以後に適用される給料月額7割措置も含みます。

【退職手当の基本額の計算方法に係る特例（いわゆるピーク時特例）】

退職手当の基本額

= 特定減額前給料月額（A）
× 減額日前日までの勤続期間に応じた支給割合（ロ）
+ 退職日給料月額（B）
× （退職日までの勤続期間に応じた支給割合（イ）
－ 減額日前日までの勤続期間に応じた支給割合（ロ））

◇定年引上げ関連の補足
給料月額7割措置直前の給料月額よりも前に、最も高い給料月額があった職員については、「2段階ピーク時特例」により期間を3つに分けて算定します。

給料月額の減額直前

特定減額前給料月額 (A)

退職日給料月額 (B)

支給率 (ロ)

支給率 (イ)

2 退職手当から控除されるものについて

(1) 退職手当に係る所得税・住民税

退職手当の支払時に所得税と住民税を徴収します。
なお、所得税については復興財源法が施行されたことにより、復興特別所得税を併せて徴収します（令和19年12月31日まで）。

(2) 給与に係る住民税

給与所得に係る住民税は、6月から翌年5月まで12回に分け、給与支払者（宮城県）が毎月給料から天引き（この方法を「特別徴収」という。）して市町村に納付しています。退職後は給与から天引きができなくなるため、5月分までの住民税の残額について退職手当から一括控除して市町村に納付します。
（注）退職した年も前年の所得に応じて住民税が課税されます。無収入又は年金収入だけでも、前年と同額程度の住民税を納入することになります。納入方法は普通徴収（※）となります。
※普通徴収…その年の6月頃に、市町村から納税義務者に納付書が送付されます。それをもとに役所や金融機関で住民税を支払うこととなります。詳細はお住まいの市町村にお問い合わせください。

(3) 共済組合からの貸付金未償還元金（詳細はP21参照）

3 退職手当決定通知書・退職所得の源泉徴収票の交付

振込日前までに本人宅へ郵送します。
なお、退職所得の源泉徴収票は、後日年金手続等で必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

4 退職手当の支払い

退職手当口座振替依頼書に記載された口座へ送金します（年度末退職者には4月下旬に送金）。振込予定日は退職手当決定通知書に記載しますので、通帳の記帳等により入金を確認願います（支払元：宮城県福利課）。
なお、退職手当が振り込まれるまでは口座の解約や名義変更等をしないでください。解約等をしますと入金日が遅れることになります。